

工事検査における主な視点

農 林 工 事

1) 契約関係等の書類

(技術者確認書類)

- 現場代理人等通知書は、下請代金の額の総額が5000万円以上となる場合に監理技術者を専任で置くなど、必要事項を記載し提出しているか。
- 工事实績情報システム（コリンズ）に基づく工事カルテは、契約締結後、登録内容の変更時、工事完成後、土日祝日等を除き10日以内に登録しているか。

(下請負工事)

- 下請負契約は、契約数量を一式とせず内訳を記載しているか。
- 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で作成しているか。
- 下請工事完了検査を実施したことが確認できる書類を作成しているか。

(工事記録)

- 契約後、図面と現場の不一致や図面と仕様書などに誤りがないか速やかに設計図書の照査をしているか。
- 工事測量の結果を報告しているか。
- 契約書に定める工事開始日以後30日以内に工事着手できない場合は、着手時期について監督員と協議しているか。
- 出来形管理基準、品質管理基準が定められていない工種について、監督員と協議して管理しているか。
- 施工方法等が変更になった場合、着手前に承諾を得て、必要に応じて施工計画書の変更を準備しているか。
- 部分使用する場合は、受注者の承諾を得ているか。

(建設業退職金共済証紙)

- 建設業退職金共済証紙の購入状況報告書（変更含む）及び貼付実績報告書を提出しているか。

(施工計画書)

- 施工計画書は、設計図書を照査した後、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出しているか。（日付は、照査報告、事前協議、施工計画書、着手日の順となっているか。）
- 所定の項目が記載されているとともに、契約図書の内容及び現場条件を反映したのものとなっているか。（出来形管理及び品質管理の管理項目等が漏れていないか。）
- 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致しているか。

- 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出しているか。（※スリム化ガイドを参照）
- 排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用する計画となっているか。
- 機械設備工事、電気設備工事の場合も、施工計画書を整理しているか。

2) 施工管理・出来形管理・品質管理

(材料承諾書)

- 当該工事で使用する材料の漏れがないか。
- 材料承諾書の内容や試験結果が最新となっているか。
- JIS 製品でないものは、製品が求められる性能を有していることが確認できる試験成績書等が添付されているか。
- コンクリート工場は、JIS 工場かつ^④（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しているか。
- 備考欄は、JIS 製品の場合「JIS 製品」、公的機関の証明材料（製品）の場合「公的証明」と記入しているか。

(監督員の立会)

- 監督員の立会について手続きを事前に書面で行っているか。

(工事写真)

- 工事写真の黒板に、工事名、工種、測点、設計値、実測値、略図等が記載されているか。
- 施工計画書の施工手順のとおり各工種が施工されているか写真で確認できるか。
- 完成後に不可視となる部分の出来形が写真で確認できるか。
- 全体の出来ばえが写真で確認できるか。
- 工事材料の保管状況が写真で確認できるか。
- 品質管理の試験結果等が写真で確認できるか。
- 各種保安施設、標識類の設置状況が適切か写真で確認できるか。
- 交通誘導員等の配置状況を撮影しているか。
- 現場環境改善費の履行実績が写真で確認できるか。

(出来形管理)

- 当該工事に必要な出来形管理が漏れなく実施されているか。
- 出来形管理の測定基準、測定箇所が間違っていないか。
- 出来形管理表と写真の実測値が整合しているか。
- すべての実測値が規格値を満足しているか。
- 規格値が下限値のみの場合、同等の値を上限値にも仮定し、ばらつきを判断できるか。

- 建設廃材処理の出来形数量はマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載された数量ではなく、台貫伝票記載数量又は実測等により算出しているか。
- 正確に測定した結果を出来高数値として管理しているか。

（品質管理）

- 当該工事に必要な品質管理が漏れなく実施されているか。
- 試験基準が間違っていないか。
- すべての試験結果が規格値を満足しているか。
- コンクリートの圧縮強度試験に使用した供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるか。
- コンクリートの打設を適切に行っているか。
- 土工や路盤工の1層の仕上り厚さが、契約図書の仕様を満足しているか。

（安全管理）

- 施工計画書に記載された安全管理について適切に実施しているか。

（建設副産物）

- 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）及び工事登録証明書を提出しているか。
- 建設廃棄物の収集運搬及び処分契約書及び許可の写しを提出しているか。
- 建設廃棄物マニフェストを提示し監督員の確認を受けているか。また、検査時に原本を持参しているか。

（不正軽油）

- ディーゼル自動車及び建設機械の燃料として、不正軽油を使用していないことが具体的に確認できるか。

（過積載車両）

- 工事現場に過積載車両が出入りしていないことが確認できるか。

3) 現場

- 工事標示板、保安施設等を適切に配置し、建設業許可票、施工体系図等も掲示されているか。
- 施工範囲、測点、出来形測定箇所を現場に表示しているか。
- 現場の跡片付け、清掃を実施し、整然とした状態になっているか。
- 出来形管理書類の実測値と検査時の実測値の差はどうか。
- 構造物の通り、仕上げ、既設構造物とのすりつけ、全体的な美観等の出来ばえはどうか。
- コンクリート二次製品に運搬や敷設による欠け、傷、破損等がないか。

- 転落防護柵と地面の隙間が、基準以上に空いていないか。
- 鋼製カゴ工等の中詰は、規格に合った割栗石が空隙少なく充填されているか。
- 埋戻し箇所が沈下、陥没していないか。土のりの通りが良いか。
- コンクリート打設構造物に、ジャンカ、気泡（あばた）、コールドジョイントが無い。